

○ 内閣府
財務省 令第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第二項及び第五十二条の三十三第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年<sub>総理府
大蔵省</sub>令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した

規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動

し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)

第一条 銀行法（以下「法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第二条の二に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

「一・二 略」

三 単体レバレッジ比率（第十二項に規定する単体レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする

レバ レッジ 第二	区分		レバ レッジ 第一	象区分	自己資本の充実の状況に係る区分	命 令
	レバ レッジ 非対 象区分	レバ レッジ 非対 象区分				
単体レバ レッジ 比率 未満である場合	率以上最 低単体 レバ レッジ 比率	率以上最 高単体 レバ レッジ 比率	単体レバ レッジ 比率が最 低単体 レバ レッジ 比率の二 分の一の比	単体レバ レッジ 比率が一 ・五パ ーント以 上三 パーセント未 満	単体レバ レッジ 比率が最 高単体 レバ レッジ 比率以上 である場 合	命 令
〔略〕			〔略〕			

改 正 前

(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)

第一条 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

レバ レッジ 第二	区分		レバ レッジ 第一	象区分	自己資本の充実の状況に係る区分	命 令
	レバ レッジ 非対 象区分	レバ レッジ 非対 象区分				
単体レバ レッジ 比率 未満である場合	1 セント以上 三 パーセント未 満	1 セント以上 三 パーセント未 満	単体レバ レッジ 比率が一 ・五パ ーント以 上三 パーセント未 満	場合	ノ ト以 上で ある	命 令
〔同上〕			〔同上〕			

区分	自己資本の充実の状況に係る区分 （レバレッジ・バツファーアー比率が最低単体レバレッジ・バツファーアー比率以上）	「略」	区分の二 レバレッジ 第二	区分の二 レバレッジ 第二	区分

四 単体レバレッジ・バツファーアー比率（第十四項に規定する単体レバレッジ・バツファーアー比率をいう。次条第四項において同じ。）を指標とする区分

場合	比率の四分の一の未満である	率未満である場合	合	率未満である場	率以上最低単体の二分の一の比率未満である場	レバレッジ比率の四分の一の比率未満である場	レバレッジ比率以上最低単体の二分の一の比率未満である場	比率が最低単体の四分の一の比率未満である場	レバレッジ比率の四分の一の比率未満である場
----	---------------	----------	---	---------	-----------------------	-----------------------	-----------------------------	-----------------------	-----------------------

「同上」	「号を加える。」	区分の二 レバレッジ 第二	区分の二 レバレッジ 第二	区分

〔同上〕

満である場合	五パーセント未	ント以上〇・七	比率が〇パーセント未	合	ト未満である場	一・五パーセント以上	比率が〇・七五
--------	---------	---------	------------	---	---------	------------	---------

〔同上〕

分 ツ フ ア ー 第 一 区	レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 が 最 低 单 体 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 の 四 分 の 三 の 比 率 以 上 最 低 单 体 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 未 満 で ある 場 合	单 体 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 の 制 限 に 係 る 内 容 （ 社 外 流 出 額 ） の 制 限 に 係 る 内 容 （ 社 外 流 出 額 ） の 制 限 に 係 る 内 容 （ 社 外 流 出 額 ）
である場合	率 が 最 低 单 体 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 の 四 分 の 三 の 比 率 以 上 最 低 单 体 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 未 満 で ある場合	社 外 流 出 制 限 計 画 （ 社 外 流 出 額 ） の 制 限 に 係 る 内 容 （ 社 外 流 出 額 ） の 制 限 に 係 る 内 容 （ 社 外 流 出 額 ） の 制 限 に 係 る 内 容 （ 社 外 流 出 額 ）

分 レバ レッジ・ ツフ ア-第 四区	単 体レ バ レッジ ・バ ツフ ア-比 率が最 低單 体レ バ レッジ ・バ ツ 分の一 の比率 未 満 ある 場合	社 外流 出制 限计 画(社 外流 出額 を零 に制 限す る内 容を含 む單 体レ バ レッジ ・バ ツフ ア-比 率を 回復 するた めの合 理的と 認めら れる改 善計 画を いう。)の 提出 の求め 及びそ の実行 の命令	実 行の命 令
2 法第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第二条の二に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。	率が最低単体レバ レッジ・バツ ツフ ア-比 率の四 分の一の比率未 満 ある場合	・バツフ ア-比 率が最 低單 体レ バ レッジ ・バ ツ ツフ ア-比 率未 満 ある場合	・バツフ ア-比 率が最 低單 体レ バ レッジ ・バ ツ ツフ ア-比 率未 満 ある場合

2

「同上」

一 第十六項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分
〔表略〕

二 第十七項に規定する連結資本バツフア-比率を指標とする区分
〔表略〕

一 第十三項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分
〔同上〕

二 第十四項に規定する連結資本バツフア-比率を指標とする区分
〔同上〕

三 連結レバレッジ比率（第二十一項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

レバレッジ第二	区分	レバレッジ第二	区分	レバレッジ第一	区分	自己資本の充実の状況に係る区分	命 令
						レバレッジ非対象区分	
連結レバレッジ	合率未満である場合の二分の一の比率未満である場	率未満である比率の二分の一の比率未満である場	率以上最低連結レバレッジ比率未満である場合	連結レバレッジ比率が最低連結レバレッジ比率未満である場合	比率が最低連結レバレッジ比率未満である場合	比率が最低連結レバレッジ比率未満である場合	命 令
「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」

三 連結レバレッジ比率（第十八項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

レバレッジ第二	区分	レバレッジ第二	区分	レバレッジ第一	区分	自己資本の充実の状況に係る区分	命 令
						レバレッジ非対象区分	
連結レバレッジ	合ト未満である場合の一・五パーセント以上	比率未満である比率の一・五パーセント以上	比率が〇・七五	連結レバレッジ比率が一・五パーセント以上三未満	比率が三・五パーセント以上三未満	連結レバレッジ比率が三・五パーセント以上三未満	命 令
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

区分の二	比率が〇パーセント以上〇・七五未満である場合
「同上」	

分 ツ フ ア レ ツ ジ ・ 第 二 区 バ	
レ 上 分 フ バ 率 • 連 ツ 最 の ア レ が バ 結 ジ 低 一 一 ツ 最 ツ レ • 連 の 比 ジ 低 フ バ バ 結 比 率 • 連 ア レ ツ レ 率 の バ 結 一 ツ フ バ 以 二 ツ レ 比 ジ	アー比率未満で ある場合
年度、セントの実行の命令 その連結額から既計 おいて会計 にい	に支出した社外流出額を控除し 零を下回る場合 には、零とする 流出額へ当該額が

	アービレッジ・バッファードの比率未満である場合
レツジ・連結バツバッファードの比率未満である場合	アービレッジ・バッファードの比率未満である場合

れる改善計画を
いう。」の提出
の求め及びその
実行の命令

「3～6 略」

7 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バッファーパー比率、第十二項に規定する単体レバレッジ比率及び第十四項に規定する単体レバレッジ・バッファーパー比率以外の比率をいい、同表中「単体普通株式等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（第四項に規定する国際統一基準をいう。以下この条において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

8 第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファーパー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する単体自己資本比率、第十二項に規定する単体レバレッジ比率及び第十四項に規定する単体レバレッジ・バッファーパー比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

「略」

10 9 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行における次に掲げる事由（単体普通株式等Tier 1比率（第七

「3～6 同上」

7 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バッファーパー比率及び第十二項に規定する単体レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「単体普通株式等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（第四項に規定する国際統一基準をいう。次項、第十二項から第十四項まで及び第十八項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

8 第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファーパー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する単体自己資本比率、第十二項に規定する単体レバレッジ比率及び第十四項に規定する単体レバレッジ・バッファーパー比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

「同上」

10 9 第一項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行における次に掲げる事由（単体普通株式等Tier 1比率（第七

比率（第七項に規定する単体普通株式等 Tier 1 比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一 「略」

- 二 自己株式（銀行が有する自己の株式をいう。）の取得（
取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）
第二条第十八条号に規定する取得請求権付株式をいう。第十九項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）及び
取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第十九項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）及び
取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第十九項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）の取得、同法第四百六十二条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等（同項に規定する金銭等をいう。第十九項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同法第四百六十一条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。第十九項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）が、同法第四百六十四条第一項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができると権利の行使による取得を含む。）

項に規定する単体普通株式等 Tier 1 比率をいう。以下の項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一 「同上」

- 二 自己株式（銀行が有する自己の株式をいう。）の取得（
取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）
第二条第十八条号に規定する取得請求権付株式をいう。第十六項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）及び
取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第十六項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）の取得、同法第四百六十二条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等（同項に規定する金銭等をいう。第十六項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同法第四百六十一条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。第十六項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）が、同法第四百六十四条第一項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができると権利の行使による取得を含む。）

「三〇六 略」

11 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」

とは、社外流出制限計画（同項第二号に掲げる表各項）（資本バツファーアー非対象区分の項を除く。）命令欄又は第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファーアー非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかつた場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

12 第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、

自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第七項に規定する単体自己資本比率、第八項に規定する単体資本バツファーアー比率及び第十四項に規定する単体レバレッジ・バツファーアー比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

13 第一項第三号に掲げる表中「最低単体レバレッジ比率」と

は、法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する単体レバレッジ比率について指標となる一定水準の比率をいう。

14 第一項第四号に掲げる表中「単体レバレッジ・バツファーアー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第七項に規定する

「三〇六 同上」

11 第一項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外

流出制限計画（同表各項）（資本バツファーアー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかつた場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

12 第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、

自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第七項に規定する単体自己資本比率及び第八項に規定する単体資本バツファーアー比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

する単体自己資本比率、第八項に規定する単体資本バッファー比率及び第十二項に規定する単体レバレッジ比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

15|| 第一項第四号に掲げる表中「最低単体レバレッジ・バッファー比率」とは、法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する単体レバレッジ・バッファー比率について指標となる一定水準の比率をいう。

16|| 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファーアー比率、第二十一項に規定する連結レバレッジ比率及び第二十三項に規定する連結レバレッジ・バッファーアー比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等 Tier 1 比率」、「連結 Tier 1 比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

17|| 第二項第二号に掲げる表中「連結資本バッファーアー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する連結自己資本比率、第二十一項に規定する連結レバレッジ比率及び第二十三項に規定する連結レバレッジ・バッファーアー比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

18|| 「略」

「項を加える。」

13|| 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファーアー比率及び第十八項に規定する連結レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等 Tier 1 比率」、「連結 Tier 1 比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

14|| 第二項第二号に掲げる表中「連結資本バッファーアー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する連結自己資本比率、第二十一項に規定する連結レバレッジ比率及び第二十三項に規定する連結レバレッジ・バッファーアー比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

15|| 「同上」

第二項第二号及び第四号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行及び、銀行及びその子会社等（当該銀行及びその子会社等の連結自己資本比率（第十六項）に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり当該銀行の連結の範囲に含まるものに限る。以下この項において同じ。

（第十六項）における次に掲げる事由（連結普通株式等 Tier 1 比率（第十六項）に規定する連結普通株式等 Tier 1 比率をいう。以下この項において同じ。）の算出に当たり当該銀行の連結の範囲に含まるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等 Tier 1 比率（第十三項）に規定する連結普通株式等 Tier 1 比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該銀行及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

〔一・三 略〕

四 その他 Tier 1 資本調達手段（第十六項）に規定する連結 Tier 1 比率に算入することができる資本調達手段をいい、連結普通株式等 Tier 1 比率に算入することができる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

〔五・六 略〕

20 第二項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画（同項第二号に掲げる表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令欄又は第二項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バッファー非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年

第二項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行及びその子会社等（当該銀行及びその子会社等の連結自己資本比率（第十三項）に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり当該銀行の連結の範囲に含まるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等 Tier 1 比率（第十三項）に規定する連結普通株式等 Tier 1 比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該銀行及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

〔一・三 同上〕

四 その他 Tier 1 資本調達手段（第十三項）に規定する連結 Tier 1 比率に算入することができる資本調達手段をいい、連結普通株式等 Tier 1 比率に算入することができる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

〔五・六 同上〕

17 第二項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画（同表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用とし

度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかつた場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

21 第二項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第十六項に規定する連結自己資本比率、第十七項に規定する連結資本バッファード比率及び第二十三項に規定する連結レバレッジ・バッファード比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

22 第二項第三号に掲げる表中「最低連結レバレッジ比率」とは、法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において

、前項に規定する連結レバレッジ比率について指標となる一定水準の比率をいう。

23 第二項第四号に掲げる表中「連結レバレッジ・バッファード比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第十六項に規定する連結自己資本比率、第十七項に規定する連結資本バッファード比率及び第二十一項に規定する連結レバレッジ比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

24 第二項第四号に掲げる表中「最低連結レバレッジ・バッファード比率」とは、法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ・バッファード比率を加える。

18 第二項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、

自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第十三項に規定する連結自己資本比率及び第十四項に規定する連結資本バッファード比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

て計上されなかつた場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

比率について指標となる一定水準の比率をいう。

第二条 「略」

〔2・3 略〕

4 銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行った救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第一百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第一百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行つた特定救済金融機関等（同法第一百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第四条第四項第二号において同じ。）に該当する場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率、資本バッファーレート（単体資本バッファーレート又は連結資本バッファーレートをいう。以下この項及び次条において同じ。）以上の資本バッファーレート又はレバレッジ比率以上のレバレッジ比率又はレバレッジ・バッファーレート（単体レバレッジ・バッファーレート又は連結レバレッジ・バッファーレートをいう。以下この項及び次条において同じ。）以

第二条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行つた救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第一百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第一百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行つた特定救済金融機関等（同法第一百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第四条第四項第二号において同じ。）に該当する場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率、資本バッファーレート（単体資本バッファーレート又は連結資本バッファーレートをいう。以下この項及び次条において同じ。）以上の資本バッファーレート又はレバレッジ比率以上のレバレッジ比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

上のレバレッジ・バツファーアー比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

5 銀行が預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行である場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、これらの表の非対象区分、資本バツファーアー非対象区分、レバレッジ非対象区分又はレバレッジ・バツファーアー非対象区分に掲げる命令とする。

第二条の二 銀行は、社外流出制限計画（第一条第一項第二号に掲げる表各項（資本バツファーアー非対象区分の項を除く。）命令欄、同条第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファーアー非対象区分の項を除く。）命令欄、同条第二項第二号に掲げる表各項（資本バツファーアー非対象区分の項を除く。）命令欄又は同条第二項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファーアー非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る事業年度又は連結会計年度に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書（法第十九条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した資本バツファーアー比率に対応する第一条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（これらの表の資本バツファーアー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バツファーアー比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該銀行にバツファーアー非対象区分を除く。以下この条において「業務報

第二条の二 銀行は、社外流出制限計画（第一条第一項第二号に掲げる表各項（資本バツファーアー非対象区分の項を除く。）命令の欄又は同条第二項第二号に掲げる表各項（資本バツファーアー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る事業年度又は連結会計年度に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書（法第十九条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した資本バツファーアー比率に対応する第一条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（これらの表の資本バツファーアー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バツファーアー比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該銀行に

告書に記載した資本バツファーアー比率又はレバレッジ・バツファーアー比率に係る区分」という。)が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該銀行は、業務報告書に記載した資本バツファーアー比率又はレバレッジ・バツファーアー比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該銀行について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バツファーアー比率又はレバレッジ・バツファーアー比率に係る区分に掲げる命令とする。

(銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)

第三条 法第五十二条の三十三第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の二十に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

「一・二 略」

三 連結レバレッジ比率(第十項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条において同じ。)を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命 令
レバレッジ非対 連結レバレッジ	

ついて、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バツファーアー比率に係る区分に掲げる命令とする。

(銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令)

第三条 「同上」

「一・二 同上」

三 連結レバレッジ比率(第十項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。)を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命 令
レバレッジ非対 連結レバレッジ	

区分の二 レバレッジ 第二	区分 レバレッジ 第二	区分 レバレッジ 第一	区分 レバレッジ 第一	象区分
比率の四分の一の未満である 率の四分の一の未満である	比率が○・七未満である場合 率が○・七未満である場合	合率未満である場合 の二分の一の比	比率未満である場合 の二分の一の比	比率が最低連結 率以上最低連結
比率が○・八セント未満である場合 率が○・八セント未満である場合	「略」	「略」	「略」	比率が三パーセント以上である場合

区分の二 レバレッジ 第二	区分 レバレッジ 第二	区分 レバレッジ 第一	区分 レバレッジ 第一	象区分
比率が○・八セント未満である場合 率が○・八セント未満である場合	合率未満である場合 ト一・五パーセント以上	比率未満である場合 一・五パーセント以上	比率が○・七五未満である場合 一・五パーセント以上	比率が一・五パーセント以上三未満 連結レバレッジ
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

区分		区分		自己資本の充実の状況に係る区分		第五条において同じ。)を指標とする区分	「略」	場合
ツフ ア ー 第一 区	レバ レッジ ・ バ	ツフ ア ー 非 対 象	レバ レッジ ・ バ	率 が 最 低	連 結 レ バ レ ッ ジ ・ バ			
ある場合	ある場合	ある場合	ある場合	率 が 最 低	連 結 レ バ レ ッ ジ ・ バ	率 が 最 低	連 結 レ バ レ ッ ジ ・ バ	四 連結レバレッジ・バツファー比率（第十二項に規定する連結レバレッジ・バツファー比率をいう。次条第四項及び第五条において同じ。)を指標とする区分
ある場合	ある場合	ある場合	ある場合	率 が 最 低	連 結 レ バ レ ッ ジ ・ バ	率 が 最 低	連 結 レ バ レ ッ ジ ・ バ	四 連結レバレッジ・バツファー比率（第十二項に規定する連結レバレッジ・バツファー比率をいう。次条第四項及び第五条において同じ。)を指標とする区分

「号を加える。」

分 ツ レ フ バ ア レ ー ツ ジ 第 三 区 バ	
の ア レ 上 分 フ バ 率 • 連 一 ツ 最 の ア レ が バ 結 の 比 ジ 低 一 一 ツ 最 ツ レ 率 の バ 結 比 率 • 連 フ ア レ 未 二 ツ レ 率 の バ 結 一 ツ 満 分 フ バ 以 四 ツ レ 比 ジ	
に 零 た 流 に 年 度 、 そ の 利 容 の 画 (社 外 流 出 制 限 は を 下 領 額 て し て に お い 利 益 (調 整 税 に 係 る 額 計 と 零 回 当 額 へ 支 出 し た そ の 連 結 額 十 一 す と 場 該 額 が し 外 既 計 か ら 後 内 額 る 合 が し 外 既 計 か ら 後 内 額 る)	<p>。) を 上限 と し て 社外 流出 額 を 制限 する 内容 を いう。) を 含む</p> <p>連結 レバ レッジ ・ バツ フア リ 比 率 を 回復 する た めの 合理的 と 認 められる 改善 計 画を いう。) の 提出 の 求め 及 び その 實行 の 命令</p>

〔234 略〕

	分 ツ フ ア ー 第 四 区	レ バ レ ッ ジ ・ バ ツ フ ア ー 第 四 区	
満 で ある 場 合	率 が 最 低 連 結 レ バ レ ッ ジ ・ バ ツ フ ア ー 比 率 の 一 の 比 率 の 四 分 の 一 の 比 率 未	連 結 レ バ レ ッ ジ ・ バ ツ フ ア ー 比 率 の 四 分 の 一 の 比 率 未	率 を 回 復 す る た め の 合 理 的 と 認 め ら れ る 改 善 計 画 を い う。 の 実 行 の 命 令
実 行 の 命 令	回 復 す る た め の 合 理 的 と 認 め ら れ る 改 善 計 画 を い う。 の 提 出 の 求 め 及 び そ の	社 外 流 出 制 限 計 画 (社 外 流 出 額 を 零 に 制 限 す る 内 容 を 含 む 連 結 レ バ レ ッ ジ ・ バ ツ フ ア ー 比 率 を ツ フ ア ー 比 率 を	率 を 回 復 す る た め の 合 理 的 と 認 め ら れ る 改 善 計 画 を い う。 の 実 行 の 命 令

2
3
4

同上

5

第一項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファーアー比率、第十項に規定する連結レバレッジ比率及び第十二項に規定する連結レバレッジ・バッファーアー比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等 Tier 1 比率」、「連結 Tier 1 比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準（第三項に規定する国際統一基準をいう。以下この条において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

6 第一項第二号に掲げる表中「連結資本バッファーアー比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する連結自己資本比率、第十項に規定する連結レバレッジ比率及び第十二項に規定する連結レバレッジ・バッファーアー比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

7 「略」

8 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行持株会社及びその子会社等（当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率（第五項に規定する連結自己資本比率をいう。次条において同じ。）の算出に当たり当該銀行持株会社の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等 Tier 1 比率（第五項に規定する連結普通株式等 Tier 1 比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限るものに限る。）に係る額（当該銀行持株会社及びその子会社

5

第一項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファーアー比率及び第十項に規定する連結レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等 Tier 1 比率」、「連結 Tier 1 比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準（第三項に規定する国際統一基準をいう。次項及び第十項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

6 第一項第二号に掲げる表中「連結資本バッファーアー比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する連結自己資本比率及び第十項に規定する連結レバレッジ比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

7 「同上」

8 第一項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行持株会社及びその子会社等（当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率（第五項に規定する連結自己資本比率をいう。次条において同じ。）の算出に当たり当該銀行持株会社の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等 Tier 1 比率（第五項に規定する連結普通株式等 Tier 1 比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該銀行持株会社及びその子会社等相互間の

等相互間の流出額を除く。) の合計額(特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。)をいう。

「一〇六 略」

- 9 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画(同項第二号に掲げる表各項(資本バツファー非対象区分の項を除く。)命令欄又は第一項第四号に掲げる表各項(レバレッジ・バツファー非対象区分の項を除く。)命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。)の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかつた場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。
- 10 第一項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率(第五項に規定する連結自己資本比率、第六項に規定する連結資本バツファー比率及び第十二項に規定する連結レバレッジ・バツファーレバレッジ比率を除く。)であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。
- 11 第一項第三号に掲げる表中「最低連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ比率について指標となる一定水準の比率をいう。

流出額を除く。)の合計額(特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。)をいう。

「一〇六 同上」

- 9 第一項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画(同表各項(資本バツファー非対象区分の項を除く。)命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。)の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかつた場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

- 10 第一項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率(第五項に規定する連結自己資本比率及び第六項に規定する連結資本バツファー比率を除く。)であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

〔項を加える。〕

12

第一項第四号に掲げる表中「連結レバレッジ・バツファーアー比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率（第五項に規定する連結自己資本比率、第六項に規定する連結資本バツファーアー比率及び第十項に規定する連結レバレッジ比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

13

第一項第四号に掲げる表中「最低連結レバレッジ・バツファーアー比率」とは、自己資本比率基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ・バツファーアー比率について指標となる一定水準の比率をいう。

14
〔略〕

第四条
〔略〕
〔2・3 略〕

4 次に掲げる場合のいづれかに該当するときは、銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する前条第一項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上の連結自己資本比率、連結資本バツファーアー比率以上の連結資本バツファーアー比率、連結レバレッジ比率以上の連結レバレッジ比率又は連結レバレッジ・バツファーアー比率以上の連結レバレッジ・バツファーアー比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

〔一・二 略〕

「項を加える。」

11
〔同上〕

第四条
〔同上〕
〔2・3 同上〕

4 次に掲げる場合のいづれかに該当するときは、銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する前条第一項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上の連結自己資本比率、連結資本バツファーアー比率以上の連結資本バツファーアー比率又は連結レバレッジ比率以上の連結レバレッジ比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

〔一・二 同上〕

第五条 銀行持株会社は、社外流出制限計画（第三条第一項第二号に掲げる表各項（資本バツファーアー非対象区分の項を除く。）命令欄又は同条第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファーアー非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る連結会計年度に続く連結会計年度において、業務報告書（法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書をいう。）に記載した連結資本バツファーアー比率又は連結レバレッジ・バツファーアー比率に対応する第三条第一項第二号又は第四号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（それぞれ資本バツファーアー非対象区分又はレバレッジ・バツファーアー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した連結資本バツファーアー比率又は連結レバレッジ・バツファーアー比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該銀行持株会社は、業務報告書に記載した連結資本バツファーアー比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該銀行持株会社について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した連結資本バツファーアー比率又は連結レバレッジ・バツファーアー比率に係る区分に掲げる命令とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

第五条 銀行持株会社は、社外流出制限計画（第三条第一項第二号に掲げる表各項（資本バツファーアー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る連結会計年度に続く連結会計年度において、業務報告書（法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した連結資本バツファーアー比率に対応する同表の自己資本の充実の状況に係る区分（同表の資本バツファーアー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した連結資本バツファーアー比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該銀行持株会社は、業務報告書に記載した連結資本バツファーアー比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該銀行持株会社について、同表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した連結資本バツファーアー比率に係る区分に掲げる命令とする。

附 則

この命令は、令和五年三月三十一日から施行する。